

江南商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南商工会議所（以下「商工会議所」）がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象者)

第2条 この要綱で定める広告掲載の対象者は、商工会議所会員及び団体等とする。

(広告の資格及び基準)

第3条 掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反しているもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) その他、商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 商工会議所ホームページのトップページとし、掲載位置は商工会議所が指定するものとする。

(広告の規格)

第5条 ホームページに掲載する広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 縦（天地） 60ピクセル
- (2) 横（左右） 180ピクセル
- (3) ファイル形式 GIFもしくはJPG形式
- (4) 商工会議所ホームページのイメージを損なわないもの

(広告料)

第6条 商工会議所ホームページの広告料は次のとおりとする。

- (1) 商工会議所ホームページのバナー広告料は、1枠 月額5,000円とし、年間を通して広告するときは1ヶ月分の広告料を免除

(広告の申込み)

第7条 広告の申込みは、所定の申込書（様式1）を商工会議所に提出しなければならない。

(広告の期間)

第8条 広告期間は1ヶ月単位とし、最短6ヶ月、最長12ヶ月とする。

- 1 広告の開始は、契約開始日の前日より掲載する。
- 2 期間満了の1ヶ月前までに解約の申し出がないときは、広告掲載申込みとおりに同一条件でさらに6ヶ月継続し、以後も同様とする。

(広告主の責務)

第9条 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負うものとする。また、広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

(広告の決定及び広告原稿の提出)

第10条 商工会議所は、広告の申込みがあったときは、その可否を決定し申込者へ通知（口頭可）するものとする。また、申込者から提出された広告原稿ファイルの内容を審査し、その可否を申込者へ通知（口頭可）するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を電子データにて作成し、商工会議所が指定する日までに電子データを提出しなければならない。

(広告料の納付)

第12条 広告主は商工会議所が指定する期日までに、広告料を納めなければならない。

(広告の取り消し)

第13条 商工会議所は、次のいずれかに該当する場合は広告を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定された期日までに広告料が納付されなかった場合
- (2) 指定された期日までに広告原稿ファイルが提出されなかった場合
- (3) 広告基準の条件を満たさなくなった場合
- (4) その他商工会議所ホームページへの広告掲載が不相当と判断した場合

(広告料の返金)

第14条 原則として広告料は返金しない。ただし、広告掲載期間中に、商工会議所の都合によりホームページの公開を停止した場合は、掲載できなかった期間に応じ、広告料を返金する。

前項において1月に満たない端数がある場合には、掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

(広告掲載の中断)

第15条 広告主側の原因により本サービスが中断した場合には、商工会議所は、これによって生じた保障については一切の責任を負わないものとする。

2 商工会議所側の原因により本サービスが中断した場合には、商工会議所は、その復旧に努め、金品などによる補償は行わないものとする。

3 天災地変、通信事業者によるサービスの停止・中断、通信回線の障害、第三者によるハッキングやクラッキング等の不正アクセス、停電、その他、商工会議所の責めに帰することのできない事由により本サービスが中断した場合には、商工会議所は、一切の責任を負わないものとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月6日から施行する。